

松江市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成25年12月24日付け松江市監査委員告示第6号で公表した松江市財政援助団体等監査の結果に基づき、松江市長及び松江市教育委員会教育長から措置等を講じた旨の報告がありましたので、次のとおり公表します。

平成26年2月28日

松江市監査委員 松本 修司
松江市監査委員 児玉 泰州
松江市監査委員 森脇 勇人

措 置 報 告 書

監 査 結 果	措 置 状 況
<p>1. 社会福祉法人松江市社会福祉協議会 (団体に対するもの／保健福祉課、介護保険課)</p> <p>(1) 市に提出された補助事業等実績報告書及び指定管理に係る実績報告書に誤りがあった。また、補助金及び指定管理等に係る事務処理については、公印の使用手続きや支払いの遅れなど、規程に沿った処理がなされていないものがあった。今後は、事務管理体制の強化と内部統制の構築を行い、適正な事務手続きを行うよう努められたい。</p> <p>(団体に対するもの／介護保険課)</p> <p>(2) 市が実施すべき10万円以上の指定管理施設の修繕について、予算残が見込まれることから、団体で実施するよう市から指導を受けたが、その際、10万円未満の修繕となるよう、分割して発注した工事があった。このような手法は適切でないので、今後は適切な事務処理を行われたい。</p> <p>(所管課に対するもの／保健福祉課、介護保険課)</p> <p>(1) 指定管理施設の修繕対応については、基本協定書の内容を遵守するよう対策を講じられたい。なお、対応が困難な場合であって緊急を要</p>	<p>1. 社会福祉法人松江市社会福祉協議会</p> <p>(1) 実績報告書については、複数でのチェックを行うなど適正に作成するよう指導するとともに、公印の使用手続きや支払の遅れなどについては、内部規程に沿って適正な処理を行うよう指導しました。今後は、事務管理体制の強化と内部統制の構築を行い、適正な事務手続きを行うよう指導しました。</p> <p>(2) 10万円以上の修繕については、市で実施するように徹底するとともに、分割して発注することなどのないよう、団体で適切な事務処理を行うよう指導しました。</p> <p>(1) 指定管理施設の修繕対応については、予算の確保に努めるなど引き続き基本協定書の内容を遵守するよう対策を講じてまいります。ま</p>

<p>するものについては、利用者が安全で快適に利用できる施設となるよう、指定管理者及び関係部局と協議を行ないながら適切に対応されたい。</p>	<p>た、対応が困難な場合であって緊急を要するものについては、利用者の方が安全で快適に利用できる施設となるよう、指定管理者及び関係部局と協議を行ないながら適切に対応してまいります。</p>
<p>2. 公益財団法人松江体育協会 (団体に対するもの／スポーツ課)</p> <p>(1) 貸借対照表をみると、固定資産のうち特定資産として1,631万円が計上されているが、このうち利用目的が明確となっているものは、90周年事業を実施するための400万円で、残りの1,231万円は利用目的が明確となっていない状況である。利用目的が明確となっていない資産等のあり方、活用方法について検討され、財団の設立目的に則した事業展開に努められたい。</p> <p>(2) 松江市体育協会育成事業補助金及びスポーツ振興基金事業補助金については、補助要綱等に基づき、各加盟団体に配分されているところである。これら各加盟団体に配分している補助金について、事業報告書や収支決算書、実績や活動内容等を精査するなど、加盟団体の補助金に係る事業の執行が適正かどうかの確認強化に取り組まれたい。</p>	<p>2. 公益財団法人松江体育協会</p> <p>(1) 利用目的がはっきりしないとされている1,231万円のうち特定事業基金積立881万円については、中期事業計画の財源として有効活用するよう指導しました。残りの350万円についても、財団の目的達成に向けた事業に有効活用するよう指導しました。</p> <p>(2) 各加盟団体から提出された事業内容等を精査するとともに、事業の進捗状況を確認するなど、補助金が有効に活用されるよう指導しました。</p>
<p>3. 一般財団法人宍道湖西岸森と自然財団 (団体に対するもの／観光施設課)</p> <p>(1) この財団は平成25年4月より一般財団法人に移行し、定款は整備されているが、評議員会運営規程や経理規程、事務処理規程などの各規程については、必要な改正が行われていない。そのため現在の組織体制と一致せず、内容に不備も見受けられることから、早急に諸規程の見直しと整備を図られたい。</p> <p>(2) 基本財産の大部分が平成22年度に購入された償還期間10年の長期地方債により運用され</p>	<p>3. 一般財団法人宍道湖西岸森と自然財団</p> <p>(1) 早急に一般財団法人移行に伴う諸規程の見直しと整備を図るよう指導しました。</p> <p>(2) 基本財産の運用について、債券発行団体の財務状況など健全性に常に注視するとともに、元</p>

ている。元本の安全性や換金性については日頃から調査研究を行われたい。

- (3) 松江市宍道ふるさと森林公園及び来待ストーン施設の指定管理者は、平成 24 年度から 4 年間の指定管理者として公募による選定の結果、一般財団法人に移行したこの財団が指定されている。今後とも、宍道湖西岸地域に位置するこれらの施設を活用して、財団の設立目的である森林環境保全思想の普及啓発と調査研究について、有意義な活動を推進されたい。なお、施設の利用促進と自主事業の積極的な展開により収益確保を図り、経営基盤の安定化に努められたい。

(所管課に対するもの／観光施設課)

- (1) 松江市宍道ふるさと森林公園については、開園以来 20 年が経過して施設の老朽化が進んでいる。施設設備の修繕については、利用者が安全で快適に利用できるよう関係部局との協議を行ないながら、指定管理者とも連携を密にして対応されたい。

本の安全性や換金性について日頃から情報収集に努め調査研究を行うよう指導しました。

- (3) 設立目的に沿って、森林環境保全思想の普及啓発と調査研究について、有意義な活動を推進していくとともに、施設の利用促進と自主事業の積極的な展開により収益確保を図り、経営基盤の安定化に努めていくよう指導しました。

- (1) 施設設備の修繕は指定管理者と連携を密にし、情報共有を図りながら、利用者が安全で快適に利用できるよう適切に対応してまいります。

4. 株式会社サンライズ美保関

(団体に対するもの／観光施設課)

- (1) 指定管理事業に係る事務処理について、施設の指定管理事業の経費と他事業の経費との整理区分が曖昧であった。また、起案書類において、日付が不整合なものや決裁日が未記入などの不備があった。今後は、事務管理体制の強化と内部統制の構築を行い、適正な事務手続きを行うよう努められたい。

- (2) 流動資産である商品として、10 年以上にわたって 350 万円から 400 万円の金額が計上されており、その大部分を創業ときに自社製作された絵本やテレホンカードが占めている。今後も売上が見込めない商品であるならば、有効活用を検討され、商品価値が適正に表示されるよう

4. 株式会社サンライズ美保関

- (1) 適正な事務処理に努めるとともに、事務管理体制を強化し、内部統制の構築を図るよう指導しました。

- (2) 商品の取扱いや有効活用について検討し、適切に事務処理を行うよう指導しました。

改められたい。

(3) 収益の9割弱が、指定管理料、事務事業委託料、補助金など松江市からの収入で占められている。今後は、株式会社として資本を有効に活用した新たな事業展開などについて研究し、自主的な事業収入の増加に向けた積極的な企業活動によって、地域振興の伸展に貢献されたい。

(3) 資本を有効に活用した新たな事業展開や自主的な収入増加に向けた営業活動など、地域振興への寄与につながるような積極的な企業活動に努めていくよう指導しました。